

新居浜市建設業者格付事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が行う競争入札の参加基準となる建設業者の格付事務について必要な事項を定めるものとする。

(格付事務の所管)

第2条 格付事務は、契約担当課において所管する。

2 市長又は契約に関する事務を委任された副市長（以下「契約担当者」という。）は、新居浜市入札制度等検討委員会の意見を聞いたうえ、その結果を「建設業者格付名簿」に集録し、公表するものとする。

(格付実施方法)

第3条 格付は、新居浜市建設工事入札参加資格審査申請書提出要領の規定により建設工事入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出した業者のうち、原則として市内に主たる営業所を有する業者について、次の方法により、業種ごとに格付総合数値を算出し、別表第1の基準により実施するものとする。なお、格付を行う業種は、土木工事、建築工事、電気工事、管工事及び水道施設工事とし、格付の基準日は、申請書を提出した日以後の最初の4月1日とする。

(1) 客観要素による評点

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の2第3第1項の規定に基づく経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の総合評定値に2分の1を乗じて得た数値（小数点以下切捨て）

(2) 主観要素による評点

次により得られる数値を合計した数値

ア 基準日の属する年度の直前2か年度に本市（新居浜市上下水道局及び新居浜港務局（以下「上下水道局等」という。）を含む。）から受注し、完成させた工事の業種別工事検査成績の平均値（小数点以下第2位を四捨五入）を基に、別表第2の規定により得られる数値

イ 経営事項審査の業種ごとにそれぞれの元請完成工事高に応じ、別表第3の規定により得られる数値

ウ 基準日の属する年度の直前2か年度に本市（上下水道局等を含む。）から受注し、完成させた工事のうち、工事検査成績が80点以上の工事がある場合は、業種ごとに当該工事1件につき10点を加算し、60点未満の工事がある場合は、業種ごとに当該工事1件につき10点を減じることとし、これらを業種ごとに合計して得られる数値

エ 本市と災害時の応急活動に関する協定を締結している団体に加入している場合は、格付を行うすべての業種において10点を加算する。また、本協定に基づく応急対策業務、訓練等の地域貢献活動に参加した場合は、さらに15点を加算する。

オ 障害者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者）を常用で雇用している場合は、格付を行うすべての業種において10点を加算する。

カ 監理技術者を雇用している場合は、業種ごとに1人につき5点を加算し、主任技術者を雇用している場合は、業種ごとに1人につき2点を加算する。ただし、その合計

点数が100点を超える場合は、100点を加算する。

キ 一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会が実施する土木施工管理／CPDS（継続的専門能力啓発システム）登録者の合計取得単位数について、別表第4の規定により得られる数値（対象業種は土木工事のみとする。）を加算する。

ク 社団法人愛媛県建築士会が実施する建築CPD（建築士会継続能力開発制度）登録者の合計取得単位数について、別表第5の規定により得られる数値（対象業種は建築工事のみとする。）を加算する。

ケ 基準日の属する年度の直前2か年度に本市（上下水道局等を含む。）から指名停止措置を受けている場合は、格付を行うすべての業種において当該指名停止期間1か月につき5点を減じる。この場合において、指名停止期間に1か月未満の端数の期間がある場合は、当該端数の期間を1か月とみなす。

コ 建設業労働災害防止協会に加入している場合は、格付を行うすべての業種において10点を加算する。

サ 建設機械抵当法（昭和29年法律第97号）第2条による建設機械及び建設業の用に供する作業船を保有（3年以上リースを含む。）する場合、1台（隻）につき1点を加算する。ただし、その合計点数が10点を超える場合は、10点を加算する。

シ 基準日の属する年度の直前2か年度に国、愛媛県及び新居浜市が主催する新居浜市内における地域貢献活動に参加した場合、10点を加算する。ただし、企業・組合等として継続して活動していることが明らかに確認できるものに限る（市民参加と同様の単独のボランティア参加は除く。）。

（3）格付総合数値

客観要素による評点と主観要素による評点を合計した数値

（新規業者等の格付）

第4条 令和元・2年度に格付されていない業者については、前条の規定により格付する等級より2等級下位の等級に格付し、本市における工事实績を観察する。この場合において、同条の規定により格付する等級がD又はEである場合は、Eの等級に格付するものとする。（その他）

第5条 契約担当者は、この要綱に定めのない場合は、新居浜市入札制度等検討委員会の意見を聞いたうえ、格付を行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は平成6年4月1日から実施する。

（格付の基準日の特例）

2 第3条の規定にかかわらず、業者が、令和3年4月1日から令和5年1月31日までの間に申請書を提出した場合（令和5・6年度新居浜市入札（見積）参加資格審査申請のために提出したものを除く。）の格付の基準日は、当該申請書を受領した日の翌々月の1日とする。

附 則

この要綱は平成7年6月30日から実施する。

附 則

この要綱は平成13年5月28日から実施する。

附 則

この要綱は平成17年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 業者が平成21年4月2日からこの要綱の施行の日の前日までの間に申請書を提出した場合の格付の実施方法については、改正後の新居浜市建設業者格付事務取扱要綱の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 業者が平成23年4月1日からこの要綱の施行の日の前日までの間に申請書を提出した場合の格付の実施方法については、改正後の新居浜市建設業者格付事務取扱要綱の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 業者が平成25年4月1日からこの要綱の施行の日の前日までの間に申請書を提出した場合の格付の実施方法については、改正後の新居浜市建設業者格付事務取扱要綱の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 業者が平成27年4月1日からこの要綱の施行の日の前日までの間に申請書を提出した場合の格付の実施方法については、改正後の新居浜市建設業者格付事務取扱要綱の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 業者が平成29年4月1日からこの要綱の施行の日の前日までの間に申請書を提出した場合の格付の実施方法については、改正後の新居浜市建設業者格付事務取扱要綱の規定を適用する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 業者が平成31年4月1日からこの要綱の施行の日の前日までの間に申請書を提出した場合の格付の実施方法については、改正後の新居浜市建設業者格付事務取扱要綱の規定を適用する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 業者が令和3年4月1日からこの要綱の施行の日の前日までの間に申請書を提出した場合の格付の実施方法については、改正後の新居浜市建設業者格付事務取扱要綱の規定を適用する。

別表第1（第3条関係 格付総合数値等）

業種 等級	土木工事	建築工事	電気工事、管工事及び水道施設工事
特A	455点以上	—	—
	特定建設業許可を受けている者に限る。	—	—
A	455点以上		435点以上
	等級特Aに該当する者を除く。	—	—
B	385点以上 454点以下		365点以上 434点以下
C	325点以上 384点以下		305点以上 364点以下
D	265点以上 324点以下		245点以上 304点以下
E	264点以下		244点以上

別表第2（第3条関係 平均工事成績）

数値	工事成績
60	80点以上
50	78点以上80点未満
40	76点以上78点未満
30	74点以上76点未満
20	72点以上74点未満
10	70点以上72点未満
0	65点以上70点未満
△10	60点以上65点未満
△30	60点未満

別表第3（第3条関係 元請完成工事高）

数値	元請完成工事高
70	10億円以上
50	5億円以上10億円未満
40	3億円以上5億円未満
30	1億円以上3億円未満
20	5千万円以上1億円未満
10	3千万円以上5千万円未満
5	3千万円未満（実績なしは除く）

別表第4（第3条関係 土木施工管理／CPDS）

数値	単位数
10	120unit以上
8	90unit以上120unit未満
6	60unit以上90unit未満
4	30unit以上60unit未満
2	1unit以上30unit未満

別表第5（第3条関係 建築CPD）

数値	単位数
10	120単位以上
8	90単位以上120単位未満
6	60単位以上90単位未満
4	30単位以上60単位未満
2	1単位以上30単位未満